

みまもり訪問サービス利用規約

(2020年4月1日改正)

日本郵便株式会社(以下「弊社」といいます。)は、弊社の提供する「みまもり訪問サービス」(以下「本サービス」といいます。)の利用規約(以下「本規約」といいます。)を、以下のとおり定めます。

第1条 (定義)

本規約において用いる用語の意味は、以下のとおり定義するものとします。

- (1) 「利用者」とは、日本国内であって弊社による本サービスの提供が可能な地域内に居住し、次号に定義される申込者が本サービスの利用を申し込む際に利用者として指定した者を意味します。
- (2) 「申込者」とは、自ら利用者として本サービスを利用し、または近親者その他の第三者に利用者として本サービスを利用させるために、本サービスの利用に関する契約締結の申込みを行う者を意味します。なお、申込者は、本契約(第3条第1項に定義されます。以下同じです。)の申込時点および成立時点において、日本国内に居住している者または日本法に基づき設立された法人(国、地方公共団体、公法人を含みます。以下同じ。)でなければならないものとします。本契約の成立後、申込者は、本規約の適用上、次号に定義される契約者として取り扱われます。
- (3) 「契約者」とは、弊社との間で本サービスの利用に関する契約を締結する者を意味します。
- (4) 「報告先」とは、利用者以外の者で、申込者が本サービスの利用を申し込む際に報告先として指定した者(本規約に基づき変更された場合は、当該変更後の者)を意味します。ただし、本規約に基づき利用者が報告先とすることを承諾しなかった者については、それ以降、報告先には該当しないものとします。

第2条 (本サービス)

1. 本サービスは、弊社の役職員または弊社が委託する者もしくはその役職員等(以下「郵便局社員等」といいます。)が、弊社に届け出られている利用者の住所またはその他弊社および利用者の合意する場所(以下「面会場所等」といいます。)を必要に応じて訪問し、当該面会場所等にて利用者と面会を行った上、郵便局社員等が利用者から聴取した生活状況等に関する質問等に対する利用者の回答(回答の有無および内容)その他の事項(以下「報告事項」といいます。)を弊社所定の方法により報告先に提供すること等を主な内容とするサービスです。なお、詳細は次項以下に規定するとおりです。
2. 郵便局社員等は、月1回、弊社および利用者が合意した日時(弊社が特に認める場合を除き、平日の午前9時から午後5時の間とします。)に、1回当たり最大30分間を目途として、面会場所等において利用者との面会を行います。ただし、利用者との間で面会の日時を合意できない場合はこの限りではありません。
3. 郵便局社員等は、面会場所等において利用者と面会を行った際、利用者に対し、その生活状況の確認を目的とする質問等を行います。ただし、郵便局社員等は、1回当たり最大30分間を目途とする面会の時間の範囲内でのみ本項の質問等を行えば足りるものとします。弊社は、報告先に対して利用者の回答の有無および内容を報告事項として弊社所定の方法で提供します。契約者は、自己または利用者もしくは報告先の費用と責任により、報告先の使用するメールアドレスその他本サービスの利用環境を用意または用意させるものとし、かつ本サービスを適切に利用可能な状態(通信環境の確保等を含みます。)に維持または維持させるものとします。弊社は、利用者または報告先において使用するメールアドレス等を用意できないこともしくはその故障・損傷等、または、通信環境の状態等を原因として本サービスの全部または一部が利用できないこと等につき、一切の責任を負わないものとします。

4. 前項の報告に加え、弊社は、その任意の裁量により、報告先に対し、郵便局社員等が前項の面会の際に視認した状況、郵便局社員等が当該面会に際して得た感想、利用者を撮影した写真その他弊社が適当と認める事項を報告事項として提供する場合があります。
5. 前二項にかかわらず、郵便局社員等が利用者と合意された日時に面会場所等において面会を行おうとしたにもかかわらず、利用者が不在であった場合、利用者が面会場所等に現れなかった場合その他郵便局社員等が利用者と面会できなかった場合には、弊社は、前二項に定める報告事項を報告先に提供する義務を負いません。なお、この場合も、契約者は、弊社に対し、第10条に定める本サービスの利用料および同条第5項に定める郵送事務手数料を支払う義務を免れないものとします。
6. 弊社は、報告先に対する報告事項の提供が不相当であると判断する場合（個人情報保護に関する法律その他法令に基づき利用者の承諾を得る必要がある場合にその承諾を得られないときを含みます。）、報告先に対して報告事項を提供しないことができます。
7. 面会場所等における面会を行う郵便局社員等は弊社が指定するものとし、契約者等（申込者、契約者、利用者、報告先を個別にまたは総称していいます。以下同じです。）が郵便局社員等を指定することはできません。
8. 弊社は、報告先に報告事項が提供されなかった場合でも、それが弊社の責めによる場合を除き、報告先に対して報告事項の再提供を行う義務を負いません。
9. 本サービスにおける使用言語は日本語とし、弊社は、日本語を使用して、利用者への質問等、報告先への報告事項の提供その他の本サービスの提供を行います。また、契約者等は、本規約に定める手続その他の事項を日本語により行うものとします。
10. 本サービスは、医師その他の医療従事者による診断その他の医業または医業類似行為の提供を目的としたものではなく、また、災害、利用者の体調不良その他の緊急時における利用者の救助もしくは消防、警察等に対する緊急通報を目的とするものではありません。
11. 弊社は、本契約に基づき、本契約の有効期間中および本契約の終了後、契約者等に対し、本条に定めるサービス以外の作業、管理、報告、処分その他何らの役務等も提供する義務を負いません。
12. 弊社は、本サービスの内容の見直し（新規サービスの追加および既存サービスの変更・終了を含みます。）をすることができるものとします。
13. 弊社は、本サービスの提供の全部または一部を外部の事業者に対して委託することができるものとし、契約者等はこれを異議なく承諾するものとします。
14. 契約者等は、以下の事項を確認し、本サービスを通じた利用者の生活状況の確認・把握には限界があることを確認するものとします。
 - (1) 利用者が弊社による報告先への報告事項の提供に同意しない結果その他弊社が報告先に対する報告事項の提供が不相当であると判断した結果、報告先に対する報告事項の提供が行われぬ可能性があること
 - (2) 利用者の回答内容が、利用者の意思および利用者の正常な判断に基づき回答されていないものとなっている可能性があること、利用者の回答内容の全部または一部が事実と合致していない可能性があること
 - (3) 本条第4項に基づく郵便局社員等の判断の前提となった情報の限界（利用者の申告が事実と合致していないこと等）や、判断過程における郵便局社員等の主観の混入から、その判断の内容に誤りが含まれる可能性があること
 - (4) 報告事項は、郵便局社員等による月1回の定期的な面会の実施を踏まえて報告先に提供されるにすぎず、当該報告事項に係る定期的な面会後の利用者の生活状況を反映したものではないこと
 - (5) 報告先において報告事項が確認されない可能性があること

15. 申込者または契約者は、本サービスに付随するオプションサービスとして駆けつけサービスの申込みをすることができます。なお、駆けつけサービスは、駆けつけサービスの申込者と、駆けつけサービスの提供を行う警備会社（以下「警備会社」といいます。）との間で契約が成立し、提供されます。駆けつけサービスに関する利用料の支払いについては、弊社は、警備会社からの委託に基づき、本サービスの利用料と併せて、駆けつけサービスの利用料の収納を行い、警備会社への支払いを行うものとします。そのため、弊社は、駆けつけサービスに関する契約の成立、変更および終了に関する情報を警備会社から入手いたします。

第3条（本規約および本規約の変更）

1. 本規約、プライバシーポリシーおよび本サービスに関する重要事項説明書（以下「本規約等」といいます。）は、弊社と契約者との間の本サービスの利用に関する契約（以下「本契約」といいます。）の内容となり、かつ、利用者または報告先が本規約等の内容を承認した場合、弊社と利用者または報告先との間で本契約の内容となるものです。
2. 弊社は、本規約等を変更することができます。この場合、弊社は、弊社ウェブサイトにて変更適用日および変更後の内容を公表するものとし、変更適用日後も契約者、利用者または報告先が本サービスの利用を継続した場合には、本サービスの利用を継続した契約者、利用者または報告先は、本規約等の変更に合意したものとみなされ、弊社と契約者、利用者または報告先の間では、本規約等の変更後の内容が本契約の内容となるものとします。

第4条（本契約の申込み）

1. 申込者は、本規約等の内容を承認した上で、必要事項を記入済みの弊社所定の利用申込書（以下「申込書」といいます。）の弊社への提出その他弊社の別途定める手続に従って本契約の申込みを行うものとします。ただし、弊社は、報告先の数を合理的な範囲内に限定することができるものとし、当該数を超える報告先の記載はできないものとします。また、特定の報告先を、複数、報告先として記載することはできません。
2. 申込者は、当該申込みの際には、事前に、利用者および報告先から、それぞれ、以下の各号に定める事項につき承諾を得ておくものとします。

(1) 利用者から

- ・本サービスの利用者となること
- ・弊社から、本サービスの利用者となること、本規約等に同意すること、申込者が指定した報告先を報告先とすることを承諾すること等に関する確認を受けること
- ・弊社が報告先に対して利用者の名前および住所を通知すること

(2) 報告先から

- ・本サービスの報告先となること
- ・弊社から、本サービスの報告先となること、本規約等に同意すること等に関する確認を受けること
- ・弊社が利用者に対して報告先の名前および住所を通知すること

3. 本契約の申込みがあった場合、弊社は、弊社の別途定める時期に、利用者に対し、弊社所定の方法で、本規約等に同意したうえで本サービスを利用する意思および報告先の承認の有無その他弊社所定の事項についての承諾等につき確認するものとします。

なお、弊社は、当該確認の期限を設定することができるものとし、当該期限内に当該確認が完了しない場合、本契約は不成立とします。

4. 弊社は、以下のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、申込者に対して理由を通知することなく、本契約の申込みを承諾しないことがあります。また、弊社は、本契約の申込みを承諾した後、以下のいずれかに該当し、またはそのおそれがあると認めた場合、契約者に対して理由を通知することなく当該承諾を取り消すことがあります。

- (1) 申込書に虚偽の記載、誤記、記載漏れがある場合その他本契約の申込みが不適当である場合
- (2) 自然人である申込者、契約者、利用者のいずれかが20歳未満の場合
- (3) 自然人である契約者等のいずれかが成年被後見人、被保佐人、被補助人のいずれかである場合
- (4) 利用者の居住地が弊社による本サービスの提供可能な範囲の地域外である場合
- (5) 契約者等（法人である契約者等については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。本項において同じ。）が、本契約に基づく対価の不払いその他本契約に違反するおそれがあると弊社が判断する場合（過去に弊社により本契約を解除された場合、過去に弊社に対する債務の履行を怠ったことがある場合を含みますが、これらに限られません。）
- (6) 本契約の申込みが不適切または不正な目的に基づく場合
- (7) 契約者等のいずれかが暴力団員等（第26条第1項で定義します。）もしくは同条第1項各号のいずれかに該当し、同条第2項各号に該当する行為を行い、またはそれらのおそれがあると弊社が判断する場合
- (8) 契約者等が法令違反を行い、またはそのおそれがある場合
- (9) 弊社のサービス提供能力を超えることその他の理由により弊社が契約者等のいずれかに対して円滑なサービス提供ができないおそれがある場合
- (10) その他契約者等のうちいずれかの者との本契約の締結を適当でないと弊社が判断する場合

第5条（報告先への確認）

前条第3項に規定する利用者からの確認事項について確認がなされた場合には、弊社は、弊社の別途定める時期に、報告先に対し、弊社所定の方法で、本規約等に同意したうえで報告先となる意思の有無その他弊社所定の事項についての承諾等につき確認するものとします。

なお、弊社は、当該確認の期限を設定することができるものとし、当該期限内に当該確認が完了しない場合、申込者または契約者および利用者の同意を得ることなく、申込者または契約者が当該確認が完了しなかった者を報告先として指定した効力は失われるものとします。

第6条（本契約の成立および本サービスの提供）

1. 本契約は、弊社が申込者に対して本契約の申込みに対する承諾を発信した日付で成立するものとします。また、弊社は、当該成立日の属する月の翌月1日（以下「サービス提供開始日」といいます。）から本サービスの提供を開始するものとします。
2. 弊社は、①第4条第3項に規定する利用者からの確認事項について確認がなされていること、および②前条に規定する報告先からの確認事項について、少なくとも1件以上の報告先との間で確認がなされていることを条件に、申込者による本契約の申込みに対する承諾を行うものとします。
3. 本契約が成立した場合、弊社は、契約者および利用者に対し、サービス提供開始日を通知します。また、本契約が不成立となった場合、弊社は、申込者に対し、その旨を通知します。

第7条（報告事項の取扱い）

報告先は、弊社から提供を受けた報告事項には、利用者に関する個人情報その他の機密情報が含まれていることを十分に理解の上、当該報告事項を適正かつ適法に取り扱うものとし、報告事項を不適切または不正な目的で利用せず、また、みだりに第三者に対して開示または漏えいしないものとし、

第8条（契約者等の死亡）

契約者または利用者が死亡した場合、弊社は、それ以降、本契約に基づく弊社の義務を履行することを要しないものとし、

弊社は、報告先が死亡した場合、当該報告先の相続人に対して報告事項を報告する義務を負わないものとし、当該報告先に係る報告先としての指定を解除することができます。なお、法人である契約者等については、本規約の適用上、「死亡」を「解散」と読み替えるものとし、

第9条（報告先の変更等）

1. 利用者または契約者は、本契約の有効期間中いつでも、弊社の別途定める手続により、全部または一部の報告先について、報告先としての指定を解除することができます。
 2. 報告先は、本契約の有効期間中いつでも、弊社の別途定める手続により、報告先を辞することができます。
 3. 契約者は、本契約の有効期間中、弊社の別途定める手続により、報告先を追加することができます。この場合、契約者は、事前に、当該追加する報告先から、本サービス上の報告先となることその他第4条第2項第2号に定める事項その他弊社所定の事項につき承諾を得ておくほか、利用者から、当該追加する報告先を報告先とすることを承諾すること等に関する確認や、弊社が当該追加する報告先に対して利用者の名前および住所を通知することその他弊社所定の事項につき承諾を得ておくものとし、
 - また、弊社は、その後、第4条第3項所定の手続に準ずる手続により、利用者に対して、当該報告先の追加を承認するか否かその他弊社所定の事項を確認するものとし、
 - 利用者が当該報告先の追加その他弊社所定の事項を承認したことが弊社において確認できた場合、弊社は、第5条所定の手続に準ずる手続により、本規約等に同意したうえで報告先となる意思の有無その他弊社所定の事項について確認するものとし、
 - 当該報告先から当該確認ができた場合に限り、報告先の追加の効力が生じるものとし、
 - ただし、弊社は、報告先の数を合理的な範囲内に限定することができるものとし、
 - 当該数を超える報告先の追加はできないものとし、
 - また、既に報告先として指定されている者を、新たに報告先として追加することはできないものとし、
4. 弊社は、本条に基づく報告先の異動を認識した場合、契約者および利用者に対し、その旨通知することができるものとし、報告先はこれを承諾するものとし、
 - また、弊社は、第1項に基づき報告先としての指定解除がなされた場合、当該解除された報告先に対し、その旨通知することができるものとし、
 - 契約者および利用者は、これを承諾するものとし、
5. 報告先の異動により報告先が存しないこととなった場合、弊社は、契約者に対して、新たに報告先を指定するように要請することができ、この場合、契約者は、弊社の別途定める期間内に、新たに報告先を指定するものとし、
 - なお、報告先の指定については、第3項(第2文以下)の定めが準用されるものとし、

6. 報告先は、弊社の別途定める手続により、報告先の連絡先として契約者が申込時に指定した①メールアドレス（ただし、契約者は、報告先以外の者が使用したはその内容を確認する可能性のあるメールアドレスを指定してはならず、報告先は、これを変更する場合には、報告先以外の者が使用したはその内容を確認する可能性のあるメールアドレスを指定してはならないものとします。また、1件の報告先ごとに設定可能なメールアドレスは1件までとします。以下「報告先メールアドレス」といいます。）または②住所（ただし、契約者は、報告先が現に居住しもしくは居住することとなる住所または報告先の勤務先等弊社が認める住所以外の住所を指定してはならず、報告先は、これを変更する場合には、報告先が現に居住しもしくは居住することとなる住所または報告先の勤務先等弊社が認める住所以外の住所を指定してはならないものとします。また、1件の報告先ごとに設定可能な住所は1件までとします。以下「報告先住所」といいます。）を変更することができます（弊社の別途定める手続には、弊社所定の方法による、変更後の報告先メールアドレスの有効性の確認を含みます。）。なお、報告先でない契約者は、報告先メールアドレスおよび報告先住所の変更を行うことはできないものとします。
7. 弊社は、前項に基づく報告先メールアドレスまたは報告先住所の変更を認識した場合、契約者に対し、その旨通知することができるものとし、報告先は、これを承諾するものとします。
8. 事由の如何を問わず、①報告事項の提供を報告先メールアドレスに受けている全ての報告先につき有効性の確認できた報告先メールアドレスが存しないこととなり（なお、申込時に契約者が指定した報告先メールアドレスについては、第5条の確認手続が当該メールアドレスを通じて行われた場合、当該確認手続の完了をもって、有効性の確認がなされたものとします。）、かつ②郵送により報告事項の提供を受ける報告先につき報告先住所への郵送では実質的に報告事項が報告先に到達しないと弊社が判断した場合、弊社は、契約者に対して、報告先をして新たに報告先メールアドレスまたは報告先住所を指定させるように要請することができ、この場合、契約者は、報告先をして、弊社の別途定める期間内に、新たに報告先メールアドレスまたは報告先住所を指定させるものとします。新たな報告先メールアドレスまたは報告先住所の指定については、第6項の定めが準用されるものとします。なお、弊社は、当該指定の期限を設定することができるものとし、当該期限内に当該指定が完了しない報告先がある場合、契約者および利用者の同意を得ることなく、当該指定が完了しなかった者を報告先として指定した効力は失われるものとします。

第10条（対価）

1. 契約者は、弊社に対し、本サービスの利用の対価として、本サービスの利用料を支払うものとします。
2. 本サービスの利用料は、サービス提供開始日から発生するものとし、月額2,500円(税込)とします。なお、本契約が月の途中で終了した場合でも、本サービスの利用料について日割り計算による返金・精算等を行わないものとします。
3. 契約者は、弊社に対し、弊社の別途指定する場合を除き、毎月、弊社所定の日に、契約者名義のゆうちょ銀行通常貯金口座からの自動払込みその他弊社の認める方法により、前月分の本サービスの利用料を支払うものとします。
4. 弊社は、契約者が弊社の別途定める手続に従って発行を請求した場合を除き、契約者に対し、本サービスの利用料に関する請求書および領収書を発行しません。契約者が本サービスの利用料に関する請求書および領収書の発行を請求する場合、弊社に対し、弊社の別途定める時期および方法により、弊社所定の金額の手数料を支払うものとします。

5. 契約者は、郵送により報告事項の提供を受ける報告先が存在する場合は、弊社に対し、第1項の利用料のほか、報告先住所に報告事項を郵送するための対価(以下「郵送事務手数料」といいます。)として、報告先1件につき月額200円(税込)を支払うものとします。なお、当該対価の発生時期、返金・精算等に関する事項、支払の時期・方法および請求書・領収書等に関する事項については、第2項から第4項までの定めが準用されるものとします。

第11条 (本規約等の遵守等)

1. 契約者等は、本サービスの利用に際して、本規約等を遵守し、法令違反行為を行わず、また、不適切または不正な目的に基づき本サービスを利用しないものとします。
2. 契約者は、利用者および報告先をして、本サービスの利用に際して、本規約等を遵守させ、法令違反行為を行わせず、また、不適切または不正な目的に基づき本サービスを利用させないようにするものとします。契約者は、利用者または報告先が本規約等に違反し、法令違反行為を行い、または、不適切または不正な目的に基づき本サービスを利用した場合には、契約者もかかる行為を行ったものとみなされ、弊社に対する損害賠償その他一切の責任を負うことに同意するものとします。

第12条 (有効期間)

本契約の有効期間は、サービス提供開始日から1年間とします。ただし、弊社または契約者が本契約の期間満了日の30日前までに弊社所定の手続により本契約の終了を通知しない限り、本契約はさらに同一の条件で1年間延長されるものとし、その後も同様とします。

第13条 (休止・再開)

1. 契約者は、本サービスの利用を休止しようとする場合は、弊社の別途定める手続に従って本サービスを休止することができます。本サービスの休止は、本項の手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。契約者が本サービスを休止している間、契約者は、弊社に対し、本サービスの利用料および郵送事務手数料(以下「利用料等」といいます。)を支払うことを要しません。
2. 前項の手続が完了した場合、契約者は、弊社の別途定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、弊社は、その翌日以降、本サービスの休止前であっても、契約者、利用者または報告先に対し、本サービスを提供しません。この場合も、契約者は、弊社に対し、前項の手続が完了した日が属する月の本サービスの利用料等を支払う義務を免れないものとします。なお、契約者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、弊社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。
3. 本サービスの利用を休止している契約者は、弊社の別途定める手続に従って本サービスの利用を再開することができます。本サービスの再開は、本項に定める手続が完了した日の属する月の翌月以降生じます。

第14条 (解約)

1. 契約者が本サービスの終了を希望した場合、契約者は、弊社の別途定める手続により、本契約を解約することができます。解約の効力は、解約手続が完了した日が属する月の末日をもって生じるものとし、利用者および報告先は、解約手続が完了した日が属する月の末日まで本サービスを利用することができます。
2. 前項の手続が完了した場合、契約者は、弊社の別途定める手続に従って、前項の手続が完了した日の属する月における本サービスの利用を停止することができます。本項に定める利用停止手続が完了した場合、弊社は、その翌日以降、本契約の解約前であっても、契約者、利用者または報告先に対し、本サービスを提供しません。この場合も、契約者は、弊社に対し、前項の手続が完了した日が属する月の本サービスの利用料等を支払う義務を免れないものとします。なお、契約者は、同月における本サービスの利用停止を撤回して同月における本サービスの提供を再度要請することはできないものとし、かかる撤回や要請があった場合でも、弊社は、同月における本サービスの提供を行う義務を負いません。

第15条 (本契約の終了事由)

契約者または利用者が死亡し、①弊社の別途定める手続により弊社にその旨通知され、または、②弊社が契約者または利用者が死亡したことを認識し、手続が完了した場合、本契約は終了します。

第16条 (解除)

1. 弊社は、契約者等のいずれかが以下のいずれかに該当し、または該当するおそれがあると弊社が判断した場合、何らの事前催告を要さずに、契約者に対して通知することにより、本契約を解除することができるものとします。
 - (1) 本規約第4条第4項に基づき、申込みを承諾せず、または承諾した申込みを取り消すことができる場合
 - (2) 報告先が存しないこととなった場合または有効性の確認できた報告先メールアドレスおよび報告先住所が存しないこととなった場合において、弊社の別途定める期限内に、この状態が解消されない場合
 - (3) 本サービスの利用料等が支払期日を経過しても支払われない場合
 - (4) 第三者から差押、仮差押、仮処分、強制執行、競売等の申立てを受けた場合または租税滞納処分を受けた場合
 - (5) 手形・小切手の不渡処分を受けた場合
 - (6) 支払停止もしくは支払不能となり、または破産手続その他の倒産手続もしくはこれらに類する手続の開始の申立てがあった場合その他契約者等の信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になるおそれがあると認められる場合
 - (7) 本規約等に違反した場合
 - (8) 本サービスが不適切な態様で利用された場合（本サービスが不適切または不正な目的で利用されたと弊社が認める場合を含みます。）
 - (9) 事業の全部または一部を第三者に譲渡した場合、合併、会社分割、株式交換、株式移転、組織変更を行った場合、株主や代表取締役等の変更等により、支配権または経営主体に異動が生じた場合
 - (10) 営業を廃止した場合、解散した場合
 - (11) 本サービスを休止している期間が継続して1年間を超えた場合
 - (12) その他、弊社が、当該契約者等に対して本サービスを提供することが不相当であると判断する場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当した場合、契約者は、弊社に対して負っている債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに弊社に対して全ての債務の支払いを行わなければなりません。

第17条 (知的財産権)

1. 契約者等が本サービスの利用に際して創作した著作物(以下「留保著作物」といいます。)を除き、本サービスに含まれる各種コンテンツ・情報・文書・広告・商標・ロゴ・サービスマーク、画像、動画、弊社または第三者が作成または送信する電子メール等の情報等、本サービスを提供するために利用するコンピュータ・システムその他の本サービスに関する著作権、商標権その他の知的財産権、所有権その他一切の権利は、全て弊社もしくは弊社が定める者または弊社に対して使用許諾している第三者に帰属するものとします。契約者等は、これら一切につき、著作権法その他法令で認められている場合を除き、無断で使用、複製、編集、翻案、改変、翻訳、掲載、転載、配布、公開、公衆送信、提供、その他あらゆる利用および使用を行ってはならないものとします。また、契約者等は、これら一切につき、譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、または承継させてはならないものとします。
2. 契約者等は、本サービスの利用によって、前項に定める権利につき何らの権利の付与も受けるものではありません。
3. 契約者等は、本条第1項に定める権利を侵害するおそれのある行為を行わないものとします。
4. 契約者等は、弊社に対し、本サービスの提供のために必要な範囲で自らの創作した著作物を利用すること(再許諾することを含みます。)を、無償で、期限の定めなく許諾するものとします。
5. 契約者等は、弊社に対し、留保著作物またはその利用が第三者の権利(知的財産権、肖像権、プライバシー権を含みます。)を侵害せず、また、法令に違反しないことを保証するものとします。

第18条 (本サービスの停止等)

1. 弊社は、以下のいずれかに該当する場合、契約者等に事前に通知することなく、本サービスの全部または一部の提供を一時的に停止または中断することができるものとします。
 - (1) 本サービスの提供に必要な郵便局社員等の手配が不可能ないし困難な場合(一時的な場合を含む)
 - (2) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等(いずれも業務委託先のものも含みます。以下同じです。)の点検・保守作業、仕様変更作業を行う場合
 - (3) 本サービスの提供に係る設備、コンピュータ・システム、通信回線等が停止した場合
 - (4) 地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変などの不可抗力により本サービスが一時的にでも運営できなくなった場合
 - (5) 本サービスの提供に必要なデータのバックアップ等を行う場合
 - (6) その他、弊社が停止または中断を必要と判断した場合
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第19条 (サービス提供の終了)

1. 弊社は、本サービスの提供に関して業務提携または委託している他の事業者との間の契約関係の終了、当該他の事業者の弊社に対するサービスの提供の中断、停止および当該他の事業者との間の取引条件の変更その他弊社の都合により、本サービスの内容を変更し、または提供を終了することができます。弊社が本サービスの提供を終了する場合、弊社は不可抗力による場合を除き、30日前までに、弊社ウェブサイト公表するとともに、契約者等に通知するものとします。
2. 弊社は、前項に基づき弊社が行った措置により契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第20条（保証の否認）

弊社は、本サービスに関して、明示であると黙示であるとを問わず、次の各号の保証を含め、事実上および法律上の保証は、一切いたしません。

- (1) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他すべての情報に関して、商品性、特定目的適合性、正確性、完全性、最新性、信頼性、安全性、有用性、合法性および道徳性があること、ならびに、瑕疵がないこと、不具合が生じないこと、第三者の知的財産権その他の権利を侵害しないこと
- (2) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他すべての情報に関して、契約者等の希望または期待を満たすものであること
- (3) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他すべての情報に関して、コンピュータウイルス等の有害なものが含まれていないこと
- (4) 本サービス、本サービスにおいて提供されるコンテンツその他すべての情報に関して、その存続および同一性が維持されること

第21条（免責）

1. 本サービスまたは本契約に関連して契約者等に発生した損害については、請求原因の如何を問わず（債務不履行、瑕疵担保、不法行為を含みますがこれらに限られません。）、それが弊社の故意または重過失により生じたものでない限り、弊社は一切の責任を負いません。
2. 前項にかかわらず、それぞれの契約者等（申込者を除きます。以下、本条において同じです。）との間で本契約が消費者契約（消費者契約法第2条第3項に定めるものをいいます。）である場合、弊社は、当該契約者等に発生した前項の損害について過失が認められるときは、当該契約者等に発生した損害を賠償する責任を負います。
3. 弊社は、前項により前項に規定する契約者等に対し第1項の損害について責任が認められる場合（弊社に故意または重過失ある場合を除きます。）でも、当該契約者等に現実に発生した通常の前項の損害に関してのみ責任を負い、特別の事情から生じた損害（弊社の予見可能性の有無を問いません。）、結果損害、間接損害、および当該契約者等の逸失利益については、一切責任を負いません。また、弊社は、前項により当該契約者等に対し第1項の損害について責任が認められる場合（弊社に故意または重過失ある場合を除きます。）でも、理由の如何を問わず、弊社の損害賠償責任は、弊社の責任が生じた時点を基準として、直近1年間に契約者が弊社に対して現に支払った本サービスの利用料等の合計額を限度とします。

第22条（第三者提供サービス）

1. 契約者等が、本サービスの利用に際して弊社以外の第三者が提供するサービス（以下「第三者提供サービス」といいます。）を利用する場合、契約者等は、第三者提供サービスの利用規約その他の第三者提供サービスに関する一切の規約を遵守するものとします。
2. 弊社は、第三者提供サービスについて、瑕疵がないこと、安全性その他一切の事項につき事実上および法律上の保証を一切行わないものではなく、契約者等が第三者提供サービスを利用したことに起因または関連して契約者等に生じた損害について一切の責任を負いません。

第23条（秘密保持）

契約者等は、本サービスに関連して弊社が契約者等に対して開示した非公知の情報について、弊社の事前の書面による承諾がある場合を除き、秘密に取り扱うものとします。

第24条（個人情報の保護等）

1. 弊社は、本契約に関連して弊社が取得した契約者等の個人情報（法人である契約者等の役員、従業員等の個人情報を含みます。以下同じ。）を、別紙<<日本郵便株式会社および日本郵便株式会社の業務委託元会社における個人情報利用目的>>の「日本郵便株式会社の個人情報利用目的」のうち（日本郵便株式会社の独自業務に関するもの）記載の利用目的の達成に必要な範囲内で取り扱います。
2. 弊社は、本契約に関連して弊社が取得した契約者等の個人情報を、弊社のプライバシーポリシーその他の関係規程に基づき、厳正に取り扱うものとします。
3. 弊社は、弊社のプライバシーポリシーを弊社ウェブサイト上での公表等弊社が適切と認める方法で周知するものとします。
4. 弊社は、本契約に関連して弊社が取得した利用者の個人情報のうち氏名、住所、電話番号、生年月日、性別およびメールアドレスを、本サービスに付随する、弊社を保険契約者とし、利用者を被保険者とする団体傷害保険を引き受ける引受保険会社に提供することができるものとします。引受保険会社は、当該個人情報を、保険契約の管理・履行、付帯サービスの提供等を行うために利用します。
5. 弊社は、申込者または契約者が駆けつけサービスの利用を希望する場合、本契約に関連して弊社が取得した申込者または契約者および利用者の個人情報のうち氏名、住所、電話番号、生年月日、性別およびメールアドレスを警備会社に提供することができるものとします。警備会社は、当該個人情報を、駆けつけサービスの申込手続の案内等を行うために利用します。

第25条（届出事項の変更）

1. 契約者等は、弊社に提供した情報の全部または一部について、誤り、不足、追加、変更があった場合は、弊社所定の方法により、遅滞なく訂正、追加、変更を行うものとします。
2. 契約者等が前項の訂正、追加、変更を怠った場合、弊社は、本サービスの提供を停止することができるものとします。
3. 弊社は、第1項の訂正、追加、変更がなされるまでは、既に弊社に提供されている情報に基づいた取扱いをすれば足りるものとし、かかる取扱いにより契約者等に生じた損害につき、一切の責任を負わないものとします。契約者等が第1項の訂正、追加、変更を怠った場合において弊社が契約者等に対して発した通知が不到達となった場合には、既に弊社に提供されている情報に基づき通知を発した後、当該通知が到達するに必要な合理的期間が経過した時点において、当該通知が契約者等に到達したものとみなされます。

第26条（反社会的勢力の排除）

1. 契約者等（法人である契約者等については、役員、実質的に経営権を有する者または従業員等を含みます。以下本条において同じ。）は、自らが、現在、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下「暴力団員等」と総称します。）に該当しないこと、および次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約します。
 - (1) 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - (2) 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - (3) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - (4) 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - (5) 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
2. 契約者等は、自らまたは第三者を利用して次の各号に該当する行為を行わないことを確約します。
 - (1) 暴力的な要求行為
 - (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - (3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - (4) 風説を流布し、偽計を用いもしくは威力を用いて弊社の信用を毀損し、または弊社の業務を妨害する行為
 - (5) その他前各号に準ずる行為
3. 弊社は、契約者等のいずれかが前二項のいずれかに違反した場合は何らの通知または催告を要しないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。
4. 弊社は、前項の規定に基づく解除により契約者等に生じた損害について、一切の義務および責任を負わないものとします。また、弊社は、契約者等に対し、かかる解除により弊社が被った一切の損害の賠償を請求できるものとします。

第27条（契約上の地位の譲渡等）

1. 契約者等は、本契約上の地位およびこれに基づく一切の権利義務を、第三者に譲渡、移転、担保提供その他の方法により処分し、貸与し、または承継させてはならないものとします。
2. 弊社は、本サービスに係る事業を第三者に譲渡または承継した場合、当該譲渡または承継に伴い、本契約上の弊社の地位およびこれに基づく一切の権利義務を第三者に譲渡または承継させることができるものとします。契約者等は、かかる譲渡または承継について、本項においてあらかじめ異議なく同意するものとします。

第28条（準拠法および合意管轄）

1. 本契約に関する準拠法は、日本国の法令とします。
2. 弊社および契約者等は、本サービスまたは本契約に起因または関連する一切の紛争について、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることを合意するものとします。

第29条（本利用規約の範囲）

弊社が本サービスに関して定める一切の規約、運用規程、通知等は、本利用規約と一体のものとして、契約者等はこれを遵守する義務を負うものとします。

以上

附 則

本規約は、2017年8月1日から実施します。

附 則

この改正規約は、2019年4月1日から実施します。

附 則

この改正規約は、2020年4月1日から実施します。

＜日本郵便株式会社および日本郵便株式会社の業務委託元会社における個人情報利用目的＞

弊社では、「個人情報の保護に関する法律」（平成15年5月30日法律第57号）に基づき、お客さまのお名前やご住所などの個人情報を以下の利用目的の範囲内で利用いたします。

日本郵便株式会社の個人情報利用目的

（日本郵便株式会社の受託業務に関するもの）

- ・委託元会社から委託された業務の適切な遂行や提携会社等の商品、サービスの各種ご提案のため

（日本郵便株式会社の独自業務に関するもの）

- ・当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・市場調査、データ分析やアンケートの実施等のため
- ・ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

なお、当社は、株式会社ゆうちょ銀行から銀行代理業務及び金融商品仲介業務を、株式会社かんぽ生命保険、取扱生命保険会社及び取扱損害保険会社から保険販売代理業務を受託していますが、お客さまのご同意がない限り、お客さまから取得した個人情報（非公開情報）は、受託業務相互間ならびに受託業務と独自業務相互間において使用いたしません。

また、当社が知り得たお客さまに関する人種、信条、門地、本籍地、保健医療又は犯罪経歴についての情報などの特別な非公開情報は、適切な業務運営その他必要と認められる目的以外には利用もしくは第三者提供いたしません。

- * 取扱生命保険会社名及び取扱損害保険会社名は、最寄の郵便局にお尋ねください。なお、当社のホームページでもご覧いただけます。
- * 当社の「個人情報保護方針」・「個人情報のお取扱い」につきましては、店頭及び当社のホームページに掲出しています。

銀行代理業務及び金融商品仲介業務の委託元である株式会社ゆうちょ銀行の個人情報利用目的

- 各種金融商品の口座開設等、金融商品・サービスのお申し込みの受け付けのため
- 郵便局（銀行代理業者）においてゆうちょ銀行の各種金融商品・サービスを取り扱うため、必要な範囲で日本郵便株式会社にお客さまの情報を提供するため
- 犯罪による収益の移転防止に関する法律、所得税法および預金保険法に基づく取引時の確認等や、金融商品・サービスをご利用いただく資格等の確認のため
- 貯金取引や融資取引等における期日管理等、継続的なお取引における管理のため
- 融資のお申し込みや継続的なご利用等に際しての判断のため
- 適合性の原則等に照らした判断等、金融商品・サービスの提供に係る妥当性の判断のため
- 与信事業に際して個人情報を加盟する個人信用情報機関に提供する場合等、適切な業務の遂行に必要な範囲で第三者に提供するため
- 他の事業者等から個人情報の処理の全部または一部について委託された場合等において、委託された当該業務を適切に遂行するため
- お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- 市場調査並びにデータ分析、アンケートの実施等による金融商品・サービスの研究および開発のため
- ダイレクトメールの発送等、金融商品・サービスに関する各種ご提案のため
- 提携会社等の商品・サービスの各種ご提案のため
- 各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

保険販売代理業務の委託元である株式会社かんぽ生命保険の個人情報利用目的

- 各種保険契約のお引き受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
- 関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
- 当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
- その他保険に関連・付随する業務
- * 簡易生命保険契約についての独立行政法人郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構（注）の個人情報の利用目的は、次のとおりです。
 - ・簡易生命保険契約の復活申込み等、簡易生命保険の商品やサービスの申込受付のため
 - ・簡易生命保険契約の継続・維持管理、保険金・年金等のお支払いのため
 - ・犯罪収益移転防止法に基づくご本人さまの確認などの簡易生命保険に関連・付随する業務のため
 - ・簡易生命保険の業務に関する情報提供・運営管理のため
 - ・お客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
 - ・その他、お客さまとのお取引を適切かつ円滑に履行するため

（注）平成19年10月1日に簡易生命保険契約に関する権利、義務を承継するために設立された独立行政法人です。

個人情報のお取扱いについて

(日本郵便株式会社プライバシーポリシー)

日本郵便株式会社（以下「当社」といいます。）は、お客さまに対して満足度の高いサービスを提供していく上で個人情報の適切な保護と取扱いが重要なテーマであると認識し、個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）を定め、これを実行いたします。

1 法令等の遵守

当社は、個人情報を取り扱う際に、個人情報の保護に係る諸法令、国が定める指針及び本プライバシーポリシーで定めた事項（以下「法令等」といいます。）を遵守いたします。

2 個人情報の利用目的

当社は、個人情報について、その利用目的を特定するとともに、利用目的の達成に必要な範囲を超えた取扱いはいたしません。

個人情報の利用目的が法令等に基づき制限されている場合には、当該利用目的以外での取扱いはいたしません。

なお、個人番号については、法令に定める利用目的の範囲内で取り扱います。

当社における個人情報の利用目的については、以下のとおりです。

（当社の受託業務に関するもの）

- ・委託元会社から委託された業務の適切な遂行や提携会社等の商品、サービスの各種ご提案のため

（当社の独自業務に関するもの）

- ・当社が取り扱う商品、サービスの販売等に係るお客さまとの契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のため
- ・各種お取引の解約やお取引解約後の事後管理のため
- ・市場調査、データ分析及びアンケートの実施等のため
- ・ダイレクトメールの発送等、商品やサービスに関する各種ご提案のため
- ・その他、お客さまのお取引を適切かつ円滑に履行するため

これらの利用目的は、郵便局の窓口チラシを常備の上、お客さまに周知いたします。

3 個人情報の取得

当社は、前項で特定した利用目的の達成のために必要な範囲において、適正かつ適法な手段により個人情報を取得いたします。

4 個人情報の安全管理措置

当社は、取り扱う個人情報の漏えい、滅失又は毀損を防止するため、適切な安全管理措置を講じるとともに、個人情報を正確かつ最新の状態で保管・管理するよう努めます。

また、従業者や委託先等について適切に監督いたします。

5 個人情報の第三者への提供

当社は、法令に基づく場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人情報を第三者に対して提供いたしません。

また、当社は、お客さまの個人情報を共同利用させていただく場合には、法令で定める必要事項をあらかじめご通知、又は公表させていただいた上で実施いたします。

なお、特定個人情報については、上記にかかわらず、法令で定める場合を除き、第三者への提供及び共同利用を行いません。

6 開示請求等の手続

当社は、法令等で定める保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正又は利用停止等のご請求について、適切かつ迅速な対応を行うよう努めます。

7 お問い合わせ窓口

当社は、前項のお客さまの保有個人データに関するご請求及びその他の個人情報の取扱いに関するご意見・ご要望等について、下記窓口にて承ります。

【お客様サービス相談センター：電話番号0120-92-96-07】

受付時間 平日9時30分～17時30分

8 継続的改善

当社は、情報技術の発展や社会的要請の変化等を踏まえて、個人情報保護のための管理体制及び取組について、継続的に見直し、その改善に努めます。